

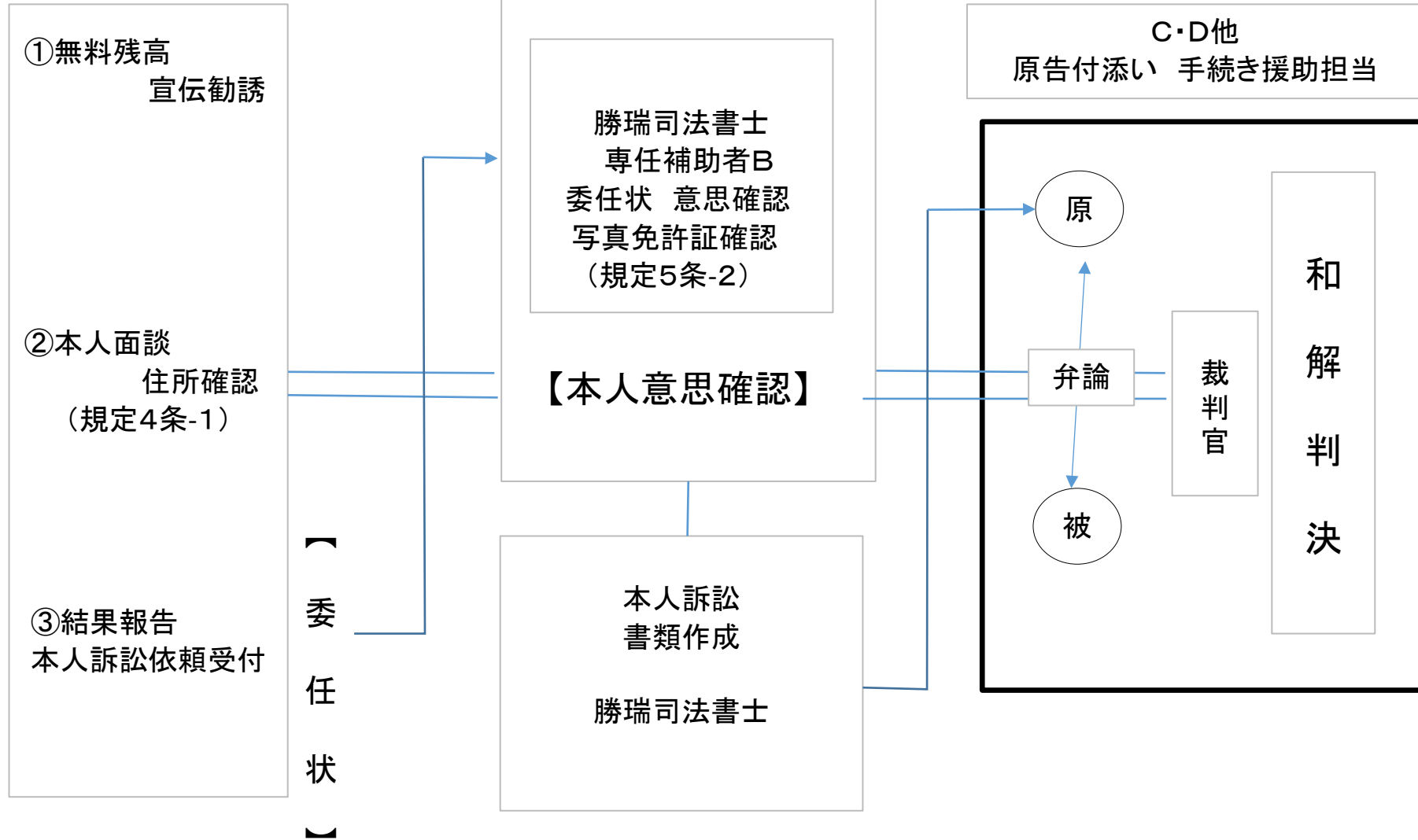
# 過払金返還本人訴訟手続事務分配図(令和元年7月3日)

届出補助者

A営業担当事務者

裁判担当補助者

裁判所原告担当補助者



## 参考 東京司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規定

### 本人確認の方法

- 第4条(1) ア 依頼者と面談し、第7条第1項に定める本人確認書類の提示を受ける方法(免許証等)  
ウ ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

### 意思確認の方法

- 第5条(2) 合理的理由がある場合には、依頼者等の本人確認書類の原本又は写しを取得するとともに依頼者等に対し電話をし、本人固有の情報を聴取するなどして本人であることの確認を行った上で確認を行う方法、その他これに準ずる方法であって、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

## 【東京司法書士会多重債務処理事件に関する規範規則は適用されません】

目的 第1条 本規則は、司法書士論理第14条に基づき、多重債務処理事件にかかる非司提携行為を防止することにより、会員が、債務の法的整理・債務者支援の執務を通じて国民の権利擁護と公正な社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 第2条 「多重債務処理事件」(以下「事件」という。)とは、会員が、金融業者に対して多重に債務を負担する者(以下「多重債務者」という。)から受任する任意整理事件、破産申立事件、民事再生申立事件、特定調停申立事件、これらに類する事件をいう。

※ 注意 不当利得返還請求事件は債務者の正当な権利を行使することで、定義に列挙された債務不履行を手段とする手続きとは、まったく異なりますので多重債務処理事件には含まれません。